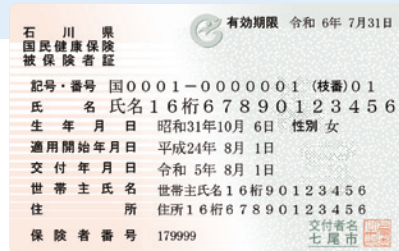


国民健康保険のお知らせ

8月1日から保険証（被保険者証）が**グリーン**色に変わります

7月下旬に簡易書留で世帯主宛てに送付します。
8月1日からは、新しい保険証を医療機関窓口に表示してください。

問 保険課 ☎53-8420(保険証)



イメージ

国の税制改正に伴い、令和5年度国民健康保険税が次のように変わります

医療分・支援金分の限度額が変わります

分類	限度額（最高税額）
医療分	63万円 → 65万円
支援金分	19万円 → 20万円
介護分	17万円

軽減判定所得の基準が変わります

軽減割合	税率
5割軽減	43万円 + [(給与所得者の数 - 1) × 10万円 + (29万円 × 被保険者および特定同一世帯所属者の数)]
2割軽減	43万円 + [(給与所得者の数 - 1) × 10万円 + (53.5万円 × 被保険者および特定同一世帯所属者の数)]

※詳細は7月14日(金)に発送する納税通知書でご確認ください。

問 税務課 ☎53-8412(国民健康保険税)

後期高齢者医療保険のお知らせ

8月1日から保険証（被保険者証）が**紫色**に変わります

7月下旬に簡易書留で被保険者本人宛てに送付します。
8月1日からは、新しい保険証を医療機関窓口に表示してください。

保険料均等割の軽減対象範囲が変わります

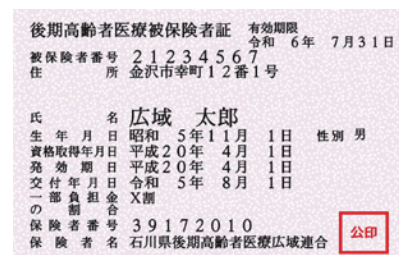
5割軽減と2割軽減の対象範囲が拡大します。

対象者の所得要件	軽減割合
令和5年度	
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	7割
43万円 + 29万円 × (世帯の被保険者の数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	5割
43万円 + 53.5万円 × (世帯の被保険者の数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	2割

※詳細は、保険証に同封するリーフレットや石川県後期高齢者医療広域連合のホームページでご確認ください。

石川県後期高齢者医療広域連合

問 保険課 ☎53-8988



イメージ

介護保険のお知らせ

65歳以上で所得の低い人（住民非課税世帯）の介護保険料が軽減されます

※所得段階が第1～3段階の人を対象に負担軽減を行います。詳細は7月14日(金)に発送する納入通知書でご確認ください。

所得段階	軽減前	軽減後
第1段階	38,400円	23,040円
第2段階	57,600円	38,400円
第3段階	57,600円	53,760円

問 高齢者支援課 ☎53-8451